

## 愛知県における 建築関係法令の最近の動向に関する講習会(追加開催)

主 催：愛知県建築技術支援センター

実施団体：(社)愛知建築士会

後 援：愛知県

(社)愛知県建築士事務所協会

長期優良住宅の普及に関する法律、建築士法、建築基準法等の最近の動向について、愛知県の取り扱いを概説し、建築設計に関わる皆様の業務に役立つ情報を提供します。(本年6月29日及び7月2日に開催した講習会と同じ内容です。)

- 開催日時及び会場  
平成21年8月31日(月)午後1時～5時(受付は午後0時30分から)  
名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル9階ホール

- 講習内容及び講師

講 習 内 容	講 師
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく愛知県の認定の取り扱い及び評価基準について	愛知県建築指導課担当者 (財)愛知県建築住宅センター担当者
構造設計・設備設計一級建築士の法適合確認の方法について	愛知県建築指導課担当者
建築確認のよくある指摘事例について(意匠・構造)	同 上
構造計算適合性判定のよくある指摘事例について	(財)愛知県建築住宅センター担当者

- 定員  
150名(先着順受付。定員になり次第締め切ります。)
- 受講料  
会員(愛知県建築構造技術連絡協議会会員)3,000円 非会員 5,000円
- 申込方法  
下記参加申込書に記入の上、8月21日(金)までに、愛知建築士会のFAXに申し込んでください。(FAX番号 052-261-0251)
- 問い合わせ先  
(社)愛知建築士会 電話 052-261-1451
- CPD単位 3単位(予定)

(コピーしてお使いください)

### 「建築関係法令の最近の動向に関する講習会」参加申込書

(社)愛知建築士会 FAX052-261-0251

申込者氏名	フリガナ	いずれかに○を付けてください。	
		会 員	非会員
連絡先	TEL ( ) - FAX ( ) -		
所属団体 (所属している団体に○をつけてください。会員扱いとなります。)	行政：愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市 建築関係団体：(社)日本建築構造技術者協会、(社)愛知建築士会、 (社)愛知県建築士事務所協会、(社)日本建築学会、(社)日本建築家協会、 (社)愛知県設備設計監理協会、(社)日本建築協会、(社)日本建築積算協会、 (社)愛知県建設業協会、愛知県建築技術研究会、愛知県鉄構工業協同組合 指定確認検査機関等：(財)愛知県建築住宅センター、財確認サービス、 財西日本住宅評価センター、日本ERI財、ビューローベリタスジャパン財、 財名古屋建築確認・検査システム、財愛知建築センター、財CI東海		

番で受付いたしました。当日、参加券としてこのFAXをご持参ください。

# 構造設計(設備設計)一級建築士の関与 簡易チェックシート

H21.7.22 愛知県建築指導課

注)本チェックシートは、緩和措置期間中(~H21.11.26)、確認申請窓口において、簡易に専門建築士の関与を判断するためのものです。参考様式としてご利用ください。

## 1. 構造設計への関与の確認

以下のいずれかに該当すれば受理可能

1. 平成21年5月26日までに設計を行っている。(自己申告)  
(下記記入例1により申請書2面備考欄に設計日を記入してください。)

又は

2. 構造設計(設備設計)一級建築士が設計又は法適合確認している。  
(下記記入例2により、申請書2面備考欄に構造設計(設備設計)の資格を記入してください。)

はい

はい

いいえ

受理可能

裏面へ

注:工作物、別途申請のエレベーターの確認申請については、関与は不要です。

## 記入例1

第二号様式(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第2面) <抜粋>

【7.備考】

【経過措置】

【設計を終えた日付】

経過措置の対象である。

構造設計を終えた日付 平成21年5月24日

設備設計を終えた日付 平成21年5月23日

## 記入例2

第二号様式(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第2面) <抜粋>

【7.備考】

【構造設計図書を作成】

【設備設計図書を作成】

構造設計一級建築士 建築士証交付番号第〇〇〇号 建築太郎

設備設計一級建築士 建築士証交付番号第〇〇〇号 建築次郎

※本紙に結果を書込み(はい、いいえ、口に印を付ける)、受理可能な場合は申請してください。